

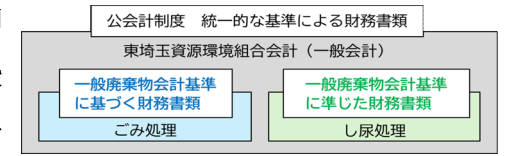
令和6年度 東埼玉資源環境組合 一般廃棄物会計基準に準じた財務書類（し尿処理）

●一般廃棄物会計基準に準じて作成する目的

- 一般廃棄物会計基準は、ごみ処理事業を対象として資産・負債のストック状況やコスト等を把握するための会計基準です。
- 組合では、可燃ごみ処理施設とし尿処理施設の設置管理を担っていることから、し尿処理についても一般廃棄物会計基準に準じて財務書類を作成し、算定されたし尿処理原価を事業運営の指標として活用することとしました。

●財務書類ごとの算定対象範囲

組合では、組合全体の決算書類として会計制度の統一的な基準による財務書類を作成しています。このうち、ごみ処理に係る決算書として一般廃棄物会計基準に基づく財務書類を、し尿処理に係る決算書として一般廃棄物会計基準に準じた財務書類を作成しています。



一般廃棄物会計基準に準じた財務書類【し尿処理】

(単位：百万円)

資産・負債一覧表					
年度	R5	R6	年度	R5	R6
資産の部			負債の部		
1. 有形固定資産	2,828	2,527	1. 地方債	1,074	946
2. 無形固定資産	-	-	2. 長期未払金	-	-
3. その他	717	827	3. 退職手当引当金	48	46
資産合計	3,544	3,354	4. その他	5	5
			負債合計	1,127	997
			資産負債差額	2,418	2,356

・償却資産の償却が進み、資産が減少
・地方債の償還が進み、負債が減少

(単位：百万円)

原価計算書						
年度	R5	R6	R5	R6	R5	R6
	中間処理 (焼却・資源化等)		最終処分 (埋立)		総額	
1. 人件費	26	27	-	-	26	27
2. 物件費等	245	284	-	-	245	284
3. 移転費用	0	0	-	-	0	0
処理原価合計 A	271	311	-	-	271	311
処理原価合計 (管理費用を考慮した値) (A+B)					303	350

・旧放流管撤去工事費の発生などにより物件費等が増加

※令和6年度の処理原価について、行政コスト計算書では462百万円ですが、基準に合わせた償却方法に変更したことにより発生した影響額を物件費等から除外しています。

※表中の数値は、表示単位未満で四捨五入しているため合計が一致しない場合があります。

※令和7年3月1日時点 管内人口 929,392人

(単位：百万円)

行政コスト計算書		
年度	R5	R6
経常費用		
1. 処理原価	271	462
2. 管理費用 B	32	39
経常行政コスト	303	500
経常収益		
1. 使用料及び手数料	-	-
2. 補助金等収入	317	450
3. その他	2	2
経常収益合計	319	452
純経常行政コスト	▲ 15	49
経常外費用		
1. 移転費用	-	-
2. その他	0	0
経常外費用合計	0	0
経常外収益		
1. 施設整備補助金等収入	-	0
2. その他	0	-
経常外収益合計	0	0
純行政コスト	▲ 15	49

・構成市町分担金の大幅な増加により経常収益が経常行政コストを上回った

1kℓ当たりのし尿処理原価

- 1kℓ当たりのし尿処理原価を①一般廃棄物会計基準と②管理費用を考慮する、2つの方法で算出

(単位：円)

年度	R5	R6
①一般廃棄物会計基準 (処理原価合計/搬入量)	3,711	4,306
②管理費用を考慮した値 (処理原価合計+管理費用/搬入量)	4,151	4,839

し尿処理原価の推移

①「一般廃棄物会計基準」に準じた1kℓ当たりし尿処理原価

- R6年度の1kℓ当たりし尿処理原価は4,306円
- R6年度は物件費等の増加で、ごみ処理原価(分子)が増加⇒増加

②「管理費用を考慮した値」による1kℓ当たりし尿処理原価

- 当組合は、ごみ処理施設及びし尿処理施設の設置管理を行う一部事務組合 ⇒ 一般廃棄物会計基準に準じた処理原価に総務費等の管理費用を考慮
- 「一般廃棄物会計基準」に準じたし尿処理原価の増加に加え、総務費の増加などにより管理費用が増加⇒増加

